

介護サービス事業所・施設等の長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」の改正について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して補助することを目的として、今年度、標記補助金交付要綱に係る改正を実施しましたが、今般、国の改正通知を受け、下記のとおり改正したので内容について御了知ください。（今回の改正は交付要綱第 2（4）の事業（感染防止対策継続支援事業）の追加に係る改正です。）

については、感染防止対策継続支援事業を活用する場合は、下記により、交付申請書等を令和 4 年 1 月 4 日（火）から令和 4 年 1 月 31 日（月）までに該当する申請先に提出願います。（複数の施設・事業所を設置・運営している法人におかれましては、必ず当該施設・事業所分を取りまとめの上、提出願います。）

なお、期日内の提出が難しい場合は、上記期日までに必ず県へご連絡ください。（連絡をいただいたことにより、申請の受理を確約するものではありませんので、原則、期日内に申請いただきますようお願いいたします。）

記

1 対象事業所等

基本報酬の 0.1%特例の対象としていた介護サービス施設・事業所

※ 1 医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所、訪問看護事業所、居宅療養管理指導事業所、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所、介護療養型医療施設）で、感染防止対策に係る医療分補助金（国直轄）へ申請した場合は、本事業への申請はできません。

※ 2 詳細は、交付要綱の別表 3 をご確認ください。（サービス別の基準単価（上限額）の記載もあります。）

2 対象経費

令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの、衛生用品（マスク、使い捨て手袋、使い捨てエプロン、消毒液等の消耗品）及び感染症対策に要する備品（パー

ーション、パルスオキシメーターに限る)の購入費用が対象となります。

※ 本補助金では、上記購入に係る領収書等の根拠書類の提出は不要です。ただし、必要に応じて提出を求める場合がありますので、本年度終了後5年間は適切に保管いただきますようお願いいたします。

3 交付申請書等の提出について

本補助金を活用する場合は、交付要綱第16の規定により、次の書類を1部、該当する申請方法にて適切な申請先に提出願います。

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(感染防止対策継続支援事業)助成金申請書(様式1)
- (2) 事業所・施設別申請額一覧(様式2)
- (3) 事業所・施設別個票(様式3)
- (4) 口座振込申出書(様式4) (介護報酬に係る金融機関口座を債権譲渡している施設・事業所に限る。)

【申請方法・申請先】

法人(施設・事業所)	申請方法	申請先
介護報酬請求を長野県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」)へ電子請求している法人	電子申請(国保連電子請求受付システムへ申請書データをアップロード)	国保連
介護報酬請求を国保連へ紙・媒体(CD-R)請求している法人	紙申請(郵送)	県庁介護支援課 (〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県健康福祉部介護支援課施設係あて)
介護報酬に係る金融機関口座を債権譲渡している施設・事業所(当該施設・事業所分のみを法人でとりまとめ)	紙申請(郵送)	県庁介護支援課 (同上)

なお、上記書類を含めた交付要綱は、長野県ホームページに掲載しておりますので、長野県ホームページからダウンロードしてください。

○県ホームページURL(「☆掲載情報一覧」直下をご覧ください。)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

介護支援課 施設係
(課長) 油井 法典 (担当) 榊 大裕
電 話 026-235-7113
F A X 026-235-7394
E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp